平成２５年（フ）第１００８号
大阪府東大阪市柏田東町６番４号
債務者　柏商会こと　柏村　敦彦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８６号
大阪市中央区常盤町２丁目２番17―901号
債務者　髙坂　　睦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６０号
大阪市都島区中野町２丁目６番16―501号
債務者　尾﨑　文子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１５号
大阪府八尾市宮町４丁目２番４―501号
債務者　野口美保子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１６号
大阪府高槻市北昭和台町22番５号
債務者　平松　知紗
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０２号
大阪市東淀川区東中島１丁目５番16―403号、前住所京都市南区久世中久世町４丁目76番地
債務者　川元　剛史
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３９号
大阪市西淀川区御幣島４丁目13番９号　めぐみ荘Ｂ－３号室
債務者　安立　武弘
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０５７号
大阪府大東市中垣内６丁目２番18号
債務者　日向　直子（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６９号
大阪市東淀川区菅原３丁目17番６号
債務者　坂本　　章
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１２号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目18番18―301号
債務者　藤丸　信二
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１８号
大阪府門真市大倉町９番３号202号
債務者　林　砂恵子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７５号
大阪市西淀川区姫島１丁目21番17―2015号
債務者　邨田　忠良
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２８６号
大阪府大東市幸町２番29号
債務者　加角　吉広
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４６号
大阪市中央区日本橋１丁目４番４―203号
債務者　倉橋　忠行（旧姓佐々野）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４１６号
大阪府交野市星田４丁目３番４号
債務者　近藤　尊重
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４１７号
大阪府交野市星田４丁目３番４号
債務者　近藤　照子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４４号
大阪市此花区梅香３丁目４番３号　302
債務者　久岡　良輔
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７７号
大阪府枚方市長尾東町２丁目50番８号
債務者　加古　節子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部